

4 緑が育む「生物の生存基盤」

山地や島しょなどの生物の豊かな自然を守るとともに、市街地においてチョウやトンボなどの身近な生物の生息地を回復していきます。

(1)
生物の豊かな自然を守ります

丘陵地の里山は、谷戸や雑木林を保全・回復し、多様な生物の生息・生育地としていきます。

77頁

山地の放置され荒廃している植林地は、混交林化を進めるなど適正な管理を行い、生物の生存基盤を回復していきます。

78頁

絶滅の危機に瀕^{ひん}している生物種は、保護種・保護区の指定や、増殖を行い、保護していきます。

79頁

小笠原諸島において、移入種の持ち込み防止や排除などの対策を行い、固有種を保護・育成していきます。

81頁

野生鳥獣による農林業被害を回避・軽減するために、個体数の管理などの獣害対策を計画的に進めていきます。

82頁

(2)
身近な生物の生息地を回復します

公園、学校、事業所などで、チョウやトンボなどの「身近な生き物の生息空間」づくりを推進していきます。

83頁

河川の整備に際しては、治水対策との整合を図りながら、さまざまな生物が生息できるよう、河床や護岸などを工夫していきます。

85頁

臨海部では、海辺の多様な生物が生息できるよう、生態系に配慮した護岸や浅場を整備していきます。

86頁

(1) 生物の豊かな自然を守ります

丘陵地の里山は、谷戸や雑木林を保全・回復し、多様な生物の生息・生育地としていきます。

〔基本的な考え方〕

里山は、人々と暮らしとの関わりのなかで、多様な生物の生息・生育地となってきました。東京における野生生物の多様性を確保していくため、また広域的な野生生物の回廊を形成するものとして、里山を保全していくことが重要です。

このため、都民と協力して谷戸や雑木林などの里山の自然を回復し、多様な生物が生息し、生育できる豊かな自然環境として保全していきます。

〔推進施策〕

自然保護条例に基づく里山の保全

都民・NPO・地元自治体などと連携しながら、雑木林や田畑の手入れなど適切な管理を行い、ゲンジボタルやオオムラサキ、トウキョウサンショウウオなど里山の生物が生息し、生育できる環境を保全・回復していきます。

目標：平成13年度～27年度 里山の保全 10か所



トウキョウサンショウウオ(左側)とその卵囊(らん)のう

「たぬきの里山公園」の整備

丘陵地にある小山田緑地、野山北・六道山公園、桜ヶ丘公園、八国山緑地などにおいて、都民やNPOと連携し、里山の手入れを行うことにより、多様な生物の生息・生育環境を保全した公園づくりを進めていきます。

目標：平成13年度～27年度 「たぬきの里山公園」の整備 180ha
(平成27年度末累計 580ha)

山地の放置され荒廃している植林地は、混交林化を進めるなど適正な管理を行い、生物の生存基盤を回復していきます。

〔基本的な考え方〕

放置され荒廃した植林地は、土砂の流出のおそれがあるばかりでなく、薄暗く土壌もやせているため、餌となる植物が少なく、野生生物の生息環境としては不適切なものとなっています。このため、間伐を行って林床に光を届け、落葉樹の生育を促し、野生生物などの餌となる実のなる^{かん}灌木や草などをよみがえらせていく混交林化を、都民と協力して進め、多様な野生生物が生息する豊かな森林を回復していきます。

〔推進施策〕

自然保護条例に基づく森林環境の保全

特に、適切な管理をすることによって、豊かな自然環境を回復することが必要な地域を、森林環境保全地域として保全していきます。森林の保全に当たっては、都民やNPO、地元自治体、森林組合などと連携しながら、森林の間伐などを行って混交林化を進め、ムササビやフクロウなどの野生生物の生息地や水源^{かん}涵養林として、良好な自然環境を育成し、保全していきます。

目標：平成13年度～27年度 森林環境の保全 6か所



4 緑が育む「生物の生存基盤」 (1) 生物の豊かな自然を守ります

絶滅の危機に瀕^{ひん}している生物種は、保護種・保護区の指定や、増殖を行い、保護していきます。

〔基本的な考え方〕

市街地の拡大などによって自然地が減少し、野生動植物が絶滅の危機にさらされています。このような絶滅のおそれのある野生動植物のうち、特に保護を必要とするものについては、自然保護条例に基づき、保護すべき「種の指定」と「保護区の指定」を進めます。

また、アホウドリや小笠原諸島の希少な動植物などについて、保護増殖を進めます。

動物園や植物園では、その施設と飼育や栽培の技術を活かして、絶滅のおそれのある野生動植物の保護に取り組んでいきます。

〔推進施策〕

野生動植物の種・保護区の指定

保護すべき野生動植物の生息地・生育地の把握や、個体数、生息・生育状況などについて調査を行い、「種の指定」と「保護区の指定」を行っていきます。

目標：平成13年度～平成27年度 保護区の指定 3か所

野生動植物の保護増殖

特に保護すべき野生動植物について、生息・生育地で「種」が安定的に存続できる環境を回復しながら、保護増殖を行っていきます。

- ・アホウドリの保護増殖：鳥島において、約1千羽にまで回復した特別天然記念物のアホウドリの生息環境を改善し、絶滅の危険を回避するため、新しい繁殖地への誘導を進めていきます。
- ・小笠原希少植物の保護増殖：ムニンツツジ、ムニンノボタンなどの小笠原固有植物を対象に、現地での保護増殖と、植物園での系統保存と増殖を行っていきます。
- ・アカガシラカラスバトの保護増殖：小笠原諸島に生息する天然記念物で、現在その数は数十羽といわれています。生態を調査し、生息環境の改善を行うとともに、動物園で飼育・繁殖させたのち元の生息地に戻し、安定して生息できるようにしていきます。

動物園・水族館での野生動物の保護増殖

動物園や水族館において、ズーストック計画に位置付けられているものを含め、野生動物の生息域外での保全策として、飼育下での繁殖に取り組んでいきます。

実施に当たっては、野生動物の保護に係わる国内外の関係機関やNPOなどと連携・協力しながら、進めていきます。

コラム：島の希少な動植物

アカガシラカラスバト



アホウドリ



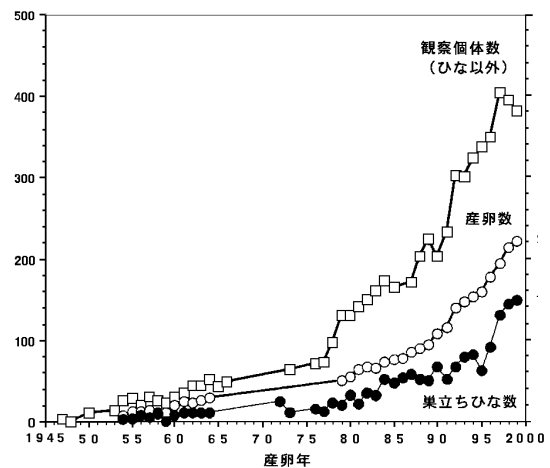
ムニンツツジ

アホウドリ 1000羽復活への足取り

アホウドリは、体重7キロ、翼長2.4mの北太平洋最大の海鳥です。

かつては伊豆諸島の鳥島や小笠原諸島を始めとし、台湾周辺の島々まで繁殖地が広がっていました。ところが、19世紀末から始まった羽毛採取により、多くのアホウドリが殺され、その結果、かつては数百万羽以上いたアホウドリに絶滅宣言（1949年）が出されてしまいました。

しかし、1951年に伊豆諸島の鳥島で10羽ほどのアホウドリが再び確認され、その後、さまざまな人々による保護活動が始まりました。特に、1981年から鳥島において環境庁と東京都による保護事業が開始されるとその数は順調に増加し、1999年の春には推定個体数が1000羽を超え、種の存続への大きなハードルの一つをクリアすることができました。



伊豆諸島鳥島におけるアホウドリ個体数の増加 (資料：1964年までは鳥島気象観測所、1973年ティッケル博士、1976年以降は長谷川博による)

ズーストック計画：地球環境の悪化により、多くの野生生物が絶滅の危機に瀕^{ひん}しています。この計画は、東京都の動物園が、国内外の希少な野生生物50種をズーストック種として定め、計画的に繁殖を図っていくものです。これにより希少な野生動物を絶滅から守るとともに、野生への復帰も可能になります。また、動物園で展示する野生生物を、動物園でまかなうことができるようになります。

4 緑が育む「生物の生存基盤」 (1) 生物の豊かな自然を守ります

小笠原諸島において、移入種の持ち込み防止や排除などの対策を行い、固有種を保護・育成していきます。

〔基本的な考え方〕

小笠原諸島は大陸と一度も陸続きとなったことのない海洋島であるため、小笠原の動植物には、他には見られない固有種が多いのが特徴です。固有種の中には外圧に対する抵抗力が弱く、開発や台風などの自然災害、移入された動植物などによって、生態系が乱され、絶滅の危機に瀕している種もあります。

これらの貴重な固有種を保護・育成していくため、その生息・生育を脅かしている移入動植物を駆除するとともに、今後、新たな持ち込みを防ぐための対策を講じていきます。

〔推進施策〕

小笠原の固有種の保護・育成

小笠原諸島では、昭和43年に日本へ返還される以前に食用として導入されたヤギが野生化して過度に繁殖し、地表の植生が著しく食害されています。このため、土砂が流出して鳥類の繁殖やサンゴなどの海洋生物に影響が出ているほか、自然公園の景観も損なわれています。これらの被害をくい止めるため、野生化したヤギ（ノヤギ）を駆除して、自然植生の回復を進めていきます。

また今後、固有種の生息・生育に大きな影響を与えるおそれのある動植物の持ち込み防ぐため、地元小笠原村や国などと連携して、検査制度の導入などを進めていきます。

目標：平成15年度までに4島（^{むこ}智島、^{なこうど}媒島、嫁島、西島）でノヤギの完全駆除
平成16年度以降は、その他の島での駆除を検討



枯死したリュウゼツラン



裸地化の進行

ノヤギによる深刻な植生被害（^{なこうど}媒島）

野生鳥獣による農林業被害を回避・軽減するために、個体数の管理などの獣害対策を計画的に進めていきます。

〔基本的な考え方〕

多摩地域に生息する大型の野生鳥獣は、自然生態系を構成する重要な生物ですが、サル・シカについては、個体数の過度の増加や生息区域の拡大により、農作物や植林地の若木に被害を与えたり、下草を食べたり踏みつけるなど森林の植生に影響を与え始めています。

農林業への被害防止策を講じるとともに、有害鳥獣としての駆除などを行い、これらの生息と農林業との共存を図っていきます。

〔推進施策〕

サル・シカの獣害への対策

サルについては、保護地区や緩衝地区などの区分ごとに警戒システムによる追い払いや、電気柵を用いた農地への侵入防止対策などを行い、農林業の被害の軽減と、サルの地域個体群の保全を図っていきます。

シカについては、当面は有害鳥獣としての駆除に加え、平成14年度以降にオスジカの狩猟を解禁して生息数の低減を図りながら、適正な個体数の管理を行っていきます。



サル被害防止用の電気ネット



シカによる植林被害（中央にわずかに難を逃れた苗がある）

(2) 身近な生物の生息地を回復します

公園、学校、事業所などで、チョウやトンボなどの「身近な生き物の生息空間」づくりを推進していきます。

〔基本的な考え方〕

自然が少なくなった市街地において、「身近な生き物の生息空間」づくりを進めることにより、生物が生息・生育できる空間を確保するとともに、都民が身近な生物とふれあえる場を増やしていきます。

このような「身近な生き物の生息空間」が数多くつくられ、相互につながりができることにより、地域の生物の多様性が確保されます。また、子どもたちや都民が、計画や設置、観察などに主体的に参加することにより、自然への関心や理解が高まっていくことが期待されます。

目標：平成13年度～27年度 「身近な生き物の生息空間」の創出 2,000 か所

〔推進施策〕

「身近な生き物の生息空間」づくりの推進
設置や管理に関するマニュアルによる情報提供や、推進会議の設置などにより、学校・企業・NPOや関係機関などと連携して、「身近な生き物の生息空間」づくりを進めていきます。

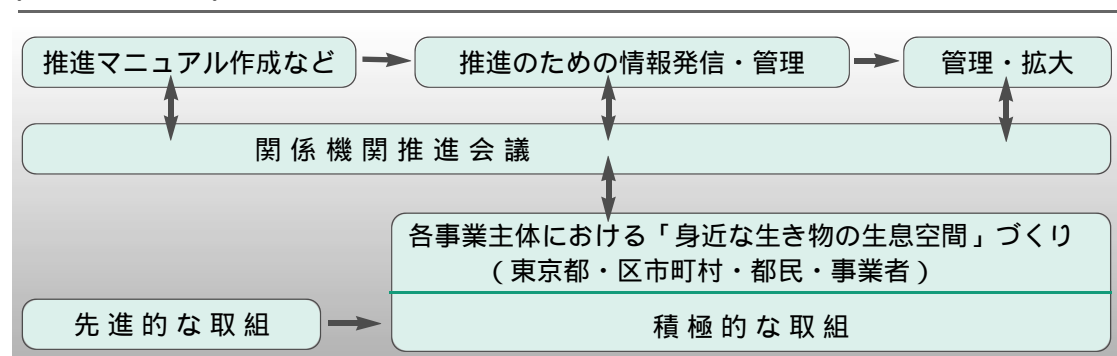
学校や公園での推進を図るほか、下水処理場では地域の状況にあわせて「身近な生き物の生息空間」づくりを進めていきます。



学校の「身近な生き物の生息空間」(目黒区)

民間の事務所・事業所などに対しては、自然保護条例に基づく緑化指導などを通して「身近な生き物の生息空間」づくりへの協力を求めています。

(推進の仕組み)



4 緑が育む「生物の生存基盤」 (2) 身近な生物の生息地を回復します

「生き物の^{こみち}小径」づくり

石神井川や野川沿いにある都立公園の豊かな自然を活かし、近くの学校の生徒やボランティア、NPOなどと連携して「身近な生き物の生息空間」づくりを進めていきます。また、これらの空間を街路樹や河川の遊歩道などと結び付け、鳥や昆虫が移動できる「生き物の^{こみち}小径」を形成していきます。

目標：平成13年度～27年度 石神井川沿いや野川沿いの都立公園内で20か所

下水処理場での「身近な生き物の生息空間」づくりの推進

多様な生き物の生息に配慮した植栽や水辺づくりを行うことで、地域における生き物の生息拠点としていきます。また、地元の子どもたちを始め、都民に自然とのふれあいや環境学習の機会を提供していきます。

目標：平成13年度～27年度 都内の全処理場（平成12年12月現在18処理場）



4 緑が育む「生物の生存基盤」 (2) 身近な生物の生息地を回復します

河川の整備に際しては、治水対策との整合を図りながら、さまざまな生物が生息できるよう、河床や護岸などを工夫していきます。

〔基本的な考え方〕

都市の河川は、市街地のなかに自然が帯状に連なって残されている貴重な空間であり、さまざまな生物を育む場所としてよみがえらせていく必要があります。

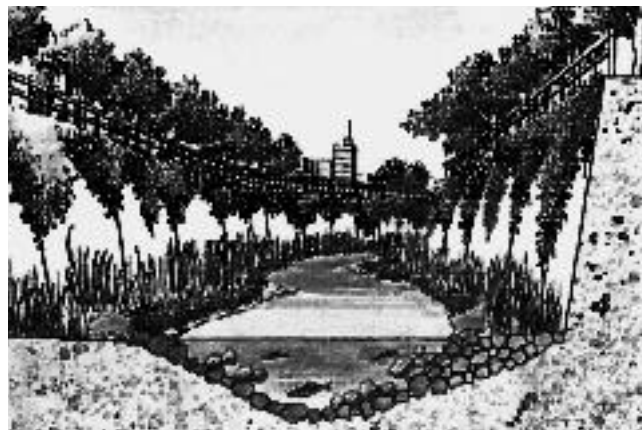
このため、河川改修においては、トンボなどの昆虫や、鳥類、魚類などの野生生物の生息に配慮した河床や護岸に工夫していきます。

〔推進施策〕

生物の生息環境に配慮した中小河川の整備

河川改修に当たっては、治水対策との整合を図りつつ、瀬や淵の創出、堰^{せき}や落差の改善、魚道の設置、緩傾斜型護岸など、水辺の生物の生息・生育に配慮したさまざまな工夫を行っています。

目標：平成13年度～27年度 中小河川の整備 71.1km



生物の生息空間となる隙間のある構造と材料を用いた河川のイメージ



多自然型工法を用いた河川整備（谷地川）

臨海部では、海辺の多様な生物が生息できるよう、生態系に配慮した護岸や浅場を整備していきます。

〔基本的な考え方〕

東京の海辺は、魚や水鳥などのさまざまな生物が生息する、江戸の昔から親しまれてきたかけがえのない空間です。

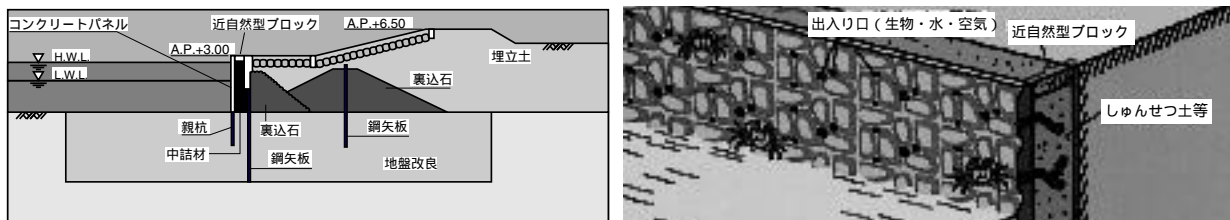
このため、護岸などの整備に当たっては、生物の生息に配慮した構造をできるかぎり取り入れることにより、豊かな海辺づくりを進めていきます。

〔推進施策〕

生物に配慮した護岸の整備

護岸の整備に当たっては、周辺状況に応じて、カニなどがすめるように工夫したブロックを採用したり、泥溜まりのある干潟やヨシ原のある汐入りを設けるなど、生物にも配慮した環境づくりを行っていきます。

目標：平成13年度～16年度 有明北地区の護岸整備 約2.2km



水生生物がすめるように工夫したブロックを備えた護岸の例

羽田沖での浅場の回復

羽田沖の埋立地の沿岸において、東京湾の水質を浄化し、魚類や貝類などの生物が生息できるようにするため、約250ヘクタールの浅場造成を進めていきます。

また浅場では、アサリなどの稚貝やメバルなどの稚魚の放流、ワカメを植えつけて藻場をつくるなど、良好な水域環境の保全・回復と水生生物の生育を図っていきます。

コラム 東京港野鳥公園

東京港野鳥公園は、埋立地に野鳥の生息地を人工的に回復したもので、大都市の中にあつて湿地環境の保全と利用が調和した先駆的な公園として、多くの都民に親しまれています。この東京港野鳥公園は、平成12年度から東アジア・太平洋地域の渡り鳥の保護活動である「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に参加しています。今後、渡り鳥の生息湿地ネットワークの中で、国際的な連携を図りながら、野鳥の生息環境の保全に努めていきます。